

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
海外事業活動基本調査	○ 海外事業活動基本調査の更なる充実、精度向上を行い、基幹統計化の可否についても検討する。
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>○ 海外事業活動基本調査の更なる充実、精度向上については、母集団名簿の拡充について、平成21年経済センサス - 基礎調査を使った調査対象の捕捉、外為法届出情報の活用の検討を行った。また、精度向上については、記入率向上の方策として、未記入率の把握、本調査の利用状況のヒアリング、改善策の検討を行った。</p> <p>上記の検討を踏まえた基幹統計化の可能性については、①母集団名簿の作成、②現地法人調査票の記入率の向上が課題である。①については平成21年経済センサス - 基礎調査を活用し調査対象名簿の一部捕捉を行ったものの、当該調査と対象範囲がほぼ合致する外国為替及び外国貿易法届出情報の活用が電子データの不備等により活用できなかった。②については、政策上の有用性が高い「売上高及び仕入高の内訳」において、調査事項と記入者側の帳簿整備状況が一致していないケースもみられ、記入率の向上が期待できないこと、また、記入率の低い項目であっても政策上必要な項目が多々あり調査事項の削減も困難である。これらを踏まえると、基幹統計化に必要な品質に達していないため、基幹統計化は困難であるとの結論を得た。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)	<p>○ 海外事業活動基本調査の基幹統計化は困難であるとの結論はやむを得ないと考えられるものの、本調査の重要性からみて、調査の更なる充実、精度向上に向け、母集団名簿の拡充等の取組は今後も引き続き必要ではないか。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>○ 政府における行政記録情報の提供環境を整えるための方策の検討状況を踏まえ、海外事業活動基本調査の母集団名簿の適切な作成に向け、行政記録情報である外国為替及び外国貿易法の届出情報（企業名、住所等）等の活用方策について検討し、可能な限り早期に結論を得る。</p>
備考(留意点等)	○